

富津市地域公共交通計画の策定方針 (案)

令和 4 年 1 月

1 策定の趣旨

本市では、平成 30 年 3 月に「富津市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通を必要とする人のための持続可能な公共交通網の形成を目指して、市民、交通事業者や多様な主体と連携し、計画に位置付けた各種事業に取り組んでまいりました。

具体的には、地域住民が主体となった移動手段確保を支援する市独自の制度である「富津市移動手段確保等支援事業補助金」制度の創設、「竹岡地区交通空白地有償運送」の運行開始、「タクシー運賃助成事業」の開始、「富津浅間山バスストップ」の開設、「公共交通マップ」や「公共交通ニュース」の発行、「バスの乗り方教室」や「運転のお仕事説明面接会」の開催等を通じ、交通利便性の向上を図ってまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響等により、公共交通の利用者は大幅に減少し、公共交通を取り巻く環境は、益々厳しさが増している状況となっています。

本計画の計画期間が 2022 年度（令和 4 年度）をもって満了することから、令和 2 年度に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）の趣旨を踏まえ、改めて本市の公共交通の現状を把握し、現計画を引き継ぐ「富津市地域公共交通計画」として策定しようとするものです。

2 計画の位置付け

計画内容の検討にあたっては、現在策定に向けた検討を進めている市の計画や施策体系の最上位に位置付ける総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「富津市みらい構想」のほか、関連計画である「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「富津市都市計画マスタープラン」等との整合を図り、「富津市中期財政計画」を踏まえ、総合的なまちづくりにおける地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に係る事項を位置付ける計画とします。

3 計画区域

富津市全域を計画の区域とします。

4 計画期間

「富津市地域公共交通網形成計画」の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの5年間としています。

「富津市みらい構想」の期間は、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間とすることとしており、その他関連計画の計画期間等も考慮し、次期計画の期間を検討します。

なお、国発行の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」において、計画期間は、原則5年程度と示されています。

【関連する構想及び計画】

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
富津市 みらい構想						2022～2031(10年間)				
富津市まち・ひと・し ごと創生総合戦略	2015～2019 (第1期:5年間)			2020～2024 (第2期:5年間)						
富津市都市計画 マスタープラン	2016～2035(20年間)									
富津市地域公共 交通網形成計画		2018～2022(5年間) 地域公共交通網形成計画				2023～ 地域公共交通計画				

5 基本的な策定方針

富津市地域公共交通計画の策定にあたっては、活性化再生法で定められている記載事項を盛り込むほか、記載に努める事項についても関連計画との整合を図ることに留意します。

○法定記載事項

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○記載に努める事項

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

なお、活性化再生法の改正に伴い、今後、「地域公共交通確保維持改善事業」による補助が必要な路線については、補助の必要性や有効性、定量的な目標等も含めて地域公共交通計画の中に位置付ける必要があります。このため、地域間幹線系統である路線バス「富津線」、地域内フィーダー系統である「竹岡地区交通空白地有償運送」についても計画に位置付けることとします。

6 策定スケジュール

年月	内容	備考
令和4年 1月26日	・令和3年度第2回交通会議 計画策定方針の承認	生活交通確保維持 改善事業・事業評 価 関東運輸局へ
令和4年3月 (下旬)	・令和3年度第3回交通会議 計画策定発注方法の検討・承認 予算・事業計画の承認	
令和4年4月	・策定支援業務に係る委託事業者 選定プロポーザル公告開始	公告 4月下旬予定
令和4年5月 (中旬～下旬)	・計画策定に係る国補助金交付決定	
令和4年6月	・計画策定受託業者決定・業務開始 ・令和4年度第1回交通会議 選定結果、調査事業内容、スケジ ュール報告	生活交通確保維持 改善計画承認
令和4年10月	・令和4年度第2回交通会議 計画策定中間報告	
令和4年12月	・令和4年度第3回交通会議 計画策定中間報告（原案報告）	生活交通確保維持 改善事業・事業評 価
令和5年1月	・パブリックコメント、原案修正	
令和5年3月	・令和4年度第4回交通会議 最終報告、計画決定	

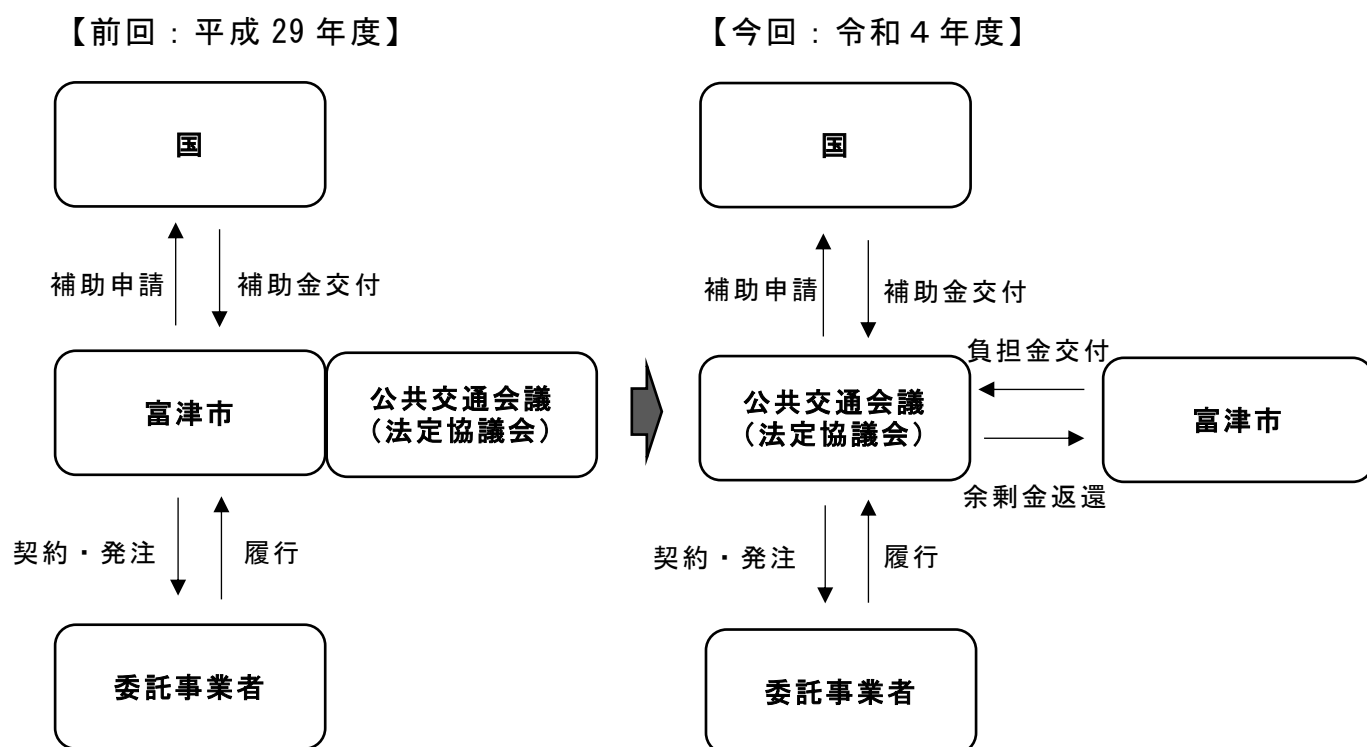
※委託事業者決定に係るスケジュールは今後、別途お示しします。

7 策定にあたっての補足事項（次回会議で提案予定）

計画策定に当たっては、策定支援業務をコンサルタント業者に委託する予定で準備を進めています。

このことに関連し、計画策定のための調査に要する費用に対し、活用を予定している国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の制度に変更があり、今回の策定時からは、補助対象事業者が、地方公共団体ではなく、活性化法法定協議会（富津市地域公共交通会議）とされたことから、補助金の受け皿となる法定協議会名義の口座開設や、予算執行に係る財務規定等を整える必要があります。

本年3月上旬には、国の補助金交付予定額が示される予定であること、また、3月下旬には、令和4年度富津市一般会計予算が決定される見込みであること等から、これらを踏まえ、次回3月下旬に改めて会議を開催し、本会議に係る令和4年度予算及び事業計画、委託事業者選定に係る方法等についてお示しし、委員の皆さまにお諮りしたいと考えています。



これまで、補助対象事業者は法定協議会または法定協議会の構成員である市町村であったところ、本市は、後者で実施し、市の一般会計予算で対応した。

今回から、補助対象事業者は法定協議会とされた。このため、協議会に会計を設け、市の一般会計から独立して会計処理する必要がある。